

蒲郡市総合計画審議会条例

昭和53年3月31日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、蒲郡市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、蒲郡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 市の職員
- (6) 学識経験を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、調査又は審議を補助させるため幹事を置くことができる。

2 幹事は、市の職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第23号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第16号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。